

令和 7 年 11 月 20 日

南箕輪村議会議長 様

提出者名 西森一博

議員研修・議員視察結果報告書

研修名または視察テーマ	政治倫理条例とBCP策定について
研修・視察実施場所	長野市議会、富士見町議会
研修・視察の期間	令和 7 年 11 月 20 日
研修・視察の成果等	<p>長野市議会および富士見町議会を訪問し、議会における業務継続計画（BCP）と政治倫理条例の取組状況について調査を行った。</p> <p>まず、長野市議会では、従来存在していた議員行動マニュアルを廃止し、BCP に一本化して運用していることが特徴的であった。震度 5 以上の地震など大規模災害が発生した場合には、職員が自らの判断で庁舎に参集する体制としており、議員の安否確認にはタブレットやメールを活用する仕組みが導入されている。また、議員が現場の被害写真を送付できる体制も整備されており、迅速な情報収集に寄与している。さらに、年 1 回の安否確認訓練を実施し、運用面の強化を図っている。台風 19 号の際には議員が自主的にボランティア活動を行ったが、議会との派遣は行わず、個人の判断に委ねる方針が確認された。新型コロナ感染症が 5 類に移行したことなどを踏まえ、BCP の見直しも進められている。</p> <p>政治倫理条例については、住民請求を有権者総数の 100 分の 1 としており、辞職勧告などの議決には特別多数決を求めるなど、一定の厳格な手続きが設けられている。ハラスメントへの対</p>

応は別条例と切り離して扱っており、過去の審査会では証拠の立証が重要になるとの知見が示された。審査会の構成においては、当事者である議員が加わらない仕組みとするなど、公平性の確保が図られている。

次に、富士見町議会では、政治倫理条例の制定の契機として、議場でのヤジや SNS による誹謗中傷、議会だよりに事実と異なる記述が掲載されるなどの問題が重なり、議員の行動基準を明確にする必要性が高まったことが挙げられた。条例にはハラスメントに関する規定も盛り込まれており、制定後は議員の不適切行動の抑制につながっているとの評価があった。

BCPについては、東日本大震災後の視察をきっかけに議員の災害時行動を整理し、行動基準を整備している。以前は議員が独自の判断で避難所へ向かった結果、現場の混乱を招いた事例があり、この反省から体制が改善された。現在では、グループ LINE を活用して議員およびその家族の安否確認を行うなど、統一的な連絡方法により混乱の回避が図られている。

今回の視察を通じ、南箕輪村議会のような少数議会においては、簡潔で柔軟に運用できる BCP を整備することが適当であると感じた。また、政治倫理条例を検討する上では、SNS 上の発信やハラスメントへの対応を明確に位置付ける必要性が高いと判断した。両議会の事例は、今後の南箕輪村議会の BCP および政治倫理条例の策定に大いに参考となるものであった。

※研修・視察終了後、議長または委員長が定めた期日までに提出すること。